

令和4年第6回岩泉町議会  
臨時会会議録目次

第1号（12月27日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号の上程、報告	5
・報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契 約締結の専決処分について	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・議案第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）	
閉会の宣告	23
署名	25

令和4年第6回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和 4 年 1 2 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令和 4年12月27日 午後 1時30分				
	閉 会	令和 4年12月27日 午後 2時32分				
出席及び欠席議員  出席13人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	( 欠 番 )		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 已	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 令和4年第6回岩泉町議会臨時会

## 議事日程(第1号)

令和4年12月27日(火曜日)午後1時30分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負変更  
契約締結の専決処分について

日程第4 議案第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第8号)

閉会の宣告



---

◎開会の宣告

- 議長（菊地弘巳君） ただいまから令和4年第6回岩泉町議会臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。  
(午後 1時30分)
- 

◎開議の宣告

- 議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、坂本昇さん、  
9番、早川ケン子さん、10番、三田地和彦さんを指名します。
- 

◎会期の決定について

- 議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月27日、議会運営委員会で決定  
を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1  
日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間と決定しました。
- 

◎報告第1号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分についての報告を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月27日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年12月15日、岩泉町長、中居健一。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額7,040万円、第1回変更請負額6,974万5,500円、第2回変更請負額7,151万6,500円、変更による増額177万1,000円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、菅原博之。

5、変更理由、資材（鉄筋）価格の高騰に伴う変更でございます。

次のページ、参考資料の右側中段の工事概要表の下に朱書き表示してございますように、工種、規格、数量、単位とも変更なく、資材高騰による変更となっております。工期も変更ございません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、議案第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）。

令和4年度岩泉町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,464万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,824万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月27日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第1号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）についてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、国、県の補正予算に呼应し、また町単独事業として取り急ぎ対応すべきコロナ禍におけるエネルギー、物価高騰対策、感染拡大防止対策等の関連の予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。9ページを御覧願います。別冊のつづりとしてお配りしております令和4年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございましたので、ここでは主な補正予算項目をご説明させていただきます。

3款1項1目社会福祉総務費、10節に消耗品費245万3,000円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、抗原検査キットを購入し、施設等のクラスター発生時、あるいは蔓延防止対策の有効な手だてとして、必要な都度配付を行おうとするものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費、18節に出産・子育て応援給付金260万円を計上しております。これは、各議員ご案内のとおり、国、県の動きに対応した出産応援として妊婦



に5万円、子育て応援として出生届後の児童に5万円の給付を行うものであります。こちらの事業の詳細につきましては、後ほど担当課から説明を行います。

5款1項4目畜産業費、18節に配合飼料価格高騰対策支援金546万4,000円を追加しております。これは、長引く配合飼料価格の高騰に伴う畜産経営の影響緩和のため、町内畜産事業者に対し、追加で支援金を交付するものでございます。

また、10ページ、2項2目林業振興費において、18節で菌床しいたけ生産事業者経営支援金として1,697万3,000円を計上しており、燃料価格高騰に起因する電気料高騰により、製造原価が急激に上昇している菌床シイタケ生産事業者に対するその高騰分の支援を行うものであります。

以上、2事業の詳細につきましても、後ほど担当課から説明を行います。

3項3目、漁港建設事業費では、8節、12節、14節に計9,315万円を計上しております。これは、小本漁港水門改修事業に対する国の第2号補正予算の増額配分が認められたことにより、各委託料及び改修工事として、漁港水門のブレーキ、操作盤、抵抗器箱等の製作を前倒しで行うものでございます。

続きまして、9款2項小学校費、次のページ、11ページ、3項中学校費の両項2目教育振興費の14節、18節にそれぞれ計220万円、計180万円を計上しております。これは、昨今話題となっている児童生徒の送迎バス置き去りを防止するための国、県の動きに対応した送迎車両への安全装置設置に係る経費を計上しております。こちらの事業の詳細につきましても、後ほど担当課から説明を行います。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたします。7ページにお戻り願います。10款1項1目地方交付税で普通交付税2,876万6,000円を増額計上しております。こちらにつきましても、国の第2号補正予算により再算定が行われ、追加の交付があったことから財源とするものであります。

14款2項4目農林水産業費国庫補助金で、海岸メンテナンス事業補助金4,441万7,000円を増額計上しております。これは、小本漁港改修事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして、15款2項県補助金では、2目民生費県補助金に出産・子育て応援給付金に対する補助金として216万6,000円、また6目教育費県補助金に児童生徒送迎バス置き

去り防止安全装置設置に係るこどもの安心・安全対策事業補助金として70万円を計上しております。

次に、21款1項町債では、小本漁港水門改修事業が、7目防災減災国土強靱化緊急対策事業の国の第2号補正予算債として5,060万円の起債が可能となったことから、2目の過疎対策事業債を200万円減額補正し、組替えを行うものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、4ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。先ほど歳入の21款町債でご説明させていただいたとおり、過疎対策事業債と防災減災国土強靱化緊急対策事業債の組替えの補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億8,770万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を目ごとに、次に歳入を項ごとに質疑することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を目ごとに、次に歳入を項ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。9ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） それでは、1目社会福祉総務費を終わります。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、新規事業の説明をさせていただきます。

事業名、出産・子育て応援事業となります。事業実施主体は、岩泉町でございます。

事業の目的、妊婦等の孤立感、不安感を解消するため、妊娠時から出産、子育てまで一貫した経済的支援及び伴走型相談支援を実施し、妊娠、出産、育児を、通じた切れ目のない包括的な支援の提供体制の充実を図る目的でございます。

事業の内容でございますが、1、事業内容といたしまして、従前から行っている妊娠初期、妊娠8か月期、出産後の町の保健師の面談等及び出産祝い金に加え、次の経済的支援を行うものでございます。

なお、本事業の対象者といたしましては、令和4年4月以降の出生者ということまで遡及適用となります。

(1)、出産応援といたしまして、妊娠届出後に妊婦に5万円を給付、(2)、子育て応援といたしまして、出生届後に養育者に対し、児童1人当たり5万円を給付という形になります。

2、事業費でございますが、260万円を予定しておるところでございます。(1)といたしまして、出産応援で32人を見込みまして、5万円を合計として160万円、(2)、子育て応援といたしまして20人を見込みまして、5万円を掛けまして100万円ということになります。

3番の給付スケジュールでございますが、令和5年1月中旬頃、町のホームページ、ぴーちゃんねっとで周知をいたします。あわせて、対象者には申請書を送付させていただきたいと思っております。令和5年2月上旬には、順次支給をできるような体制にしまして、最終的には令和5年4月28日までには完了したいという手続としたいと考えております。

特記事項といたしまして、県補助金を見込みまして、出産・子育て応援事業、補助率6分の5ということで、下の欄の財源内訳、県補助金の欄に216万6,000円、一般財源43万4,000円という事業となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

1目児童福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 1つ確認ですけれども、令和4年4月からという今説明がありま

した。今までもらっていた祝い金にプラスして、またこの5万円、出産した人はもらえ  
るということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） これは、国の補正の事業となりまして、事業の制度設計  
がそういうふうな形になっておりまして、今年度、令和4年度事業ということでありま  
す。具体的に言いますと令和4年4月1日以降、出生された方まで遡って、例えばもう  
既にお生まれになっている方には5万円プラス5万円、10万円を一気に支給するという  
ふうな流れになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 了解しました。

あと1つ、今年度の事業ということで、国の事業なわけですけれども、これは今後も  
続ける見込みがあるのかどうか、その辺の情報はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

急遽国の補正予算で制度設計された事業ということでございます、議員もご承知かと  
思いますが。国のほうでの説明会、実は昨日ありまして、詳しいことはまだ国の担当の  
方も言えないというふうな流れではあるのですが、来年度以降も続けたいという見通し  
があるようでございます。ただ、報道等でも言われているように、国の財源的な問題が  
あるようでございまして、もし続くとなれば来年度、再来年度以降も、国の財源が措置  
されれば続くものと考えてございました。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 続いてくれることを願うばかりですけれども、議会のほうでも町  
のほうに要望書を出しております、出産祝い金の件で。国の事業ですので、今後どうな  
っていくかはまだ分からないということですが、引き続き町のほうでもこの出産  
祝い金、ぜひ検討していただいて、子育てがしやすい環境づくり、そういったものに力  
を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。お願いして終わり

にします。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英議員、どうぞ。

○4番（畠山和英君） 事務的なことというか、細かいことなのですが、国の施策ということで、報道等もされていましたが、そうしますと町の6分の1があるのですけれども、これは義務づけなのですか。国の施策であれば、国が全部出せばいいのかなと思うのですけれども、そこらの兼ね合いは、国、県、町の関わりはどのようにこれはなっているのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

これは、あくまでも担当課の想定で答弁になってしまいますが、一つ考えられるのは、コロナ交付金を令和4年度は充当できるのではないかと国の見立てもあったかもしれませんが、あと、違う見方といたしましては、補助率、県補助金6分の5となっておりますが、当然国は県に流しまして、国の財が3分の2、県が6分の1、市町村も6分の1というふうな応分の負担を求めたということも想定されます。大変申し訳ございませんが、どのようにして市町村に6分の1の負担を求めたかというのは、ちょっと本事業の制度設計がこういう割合になっていまして、詳細な理由はつかめてございません。申し訳ございません。

○議長（菊地弘巳君） それでは、13番、八重樫龍介議員。

○13番（八重樫龍介君） この給付に当たりましての給付についてお伺いいたします。

今回該当者に申請書を送付いたします。その後、該当者からの連絡をもらってから給付されるのか、そこをまずお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 出生数が、今見込んでいますのが今年度20人ぐらいかなと実は見込んではおるのですが、もう既に生まれた方も13人程度ございます。ですので、国のほうでももうプッシュ型といいますか、積極的に前々で支払って、早くお手元に届けて子育て支援につなげるというふうなことでございますので、町民課の窓口等で出生届あるいは妊娠届を出した時点で該当者は把握いたしまして、この連絡を併せて保健師と、あるいは当課で行うというふうな流れを考えてございました。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） そこで、この該当者は、町では把握しているわけですよね、それで申請書を送付すると。あるほかの自治体によりますと、確認を取らないで、もう該当者は分かっているので、そのまま送金を、連絡は不要にして送金をされている自治体もありますが、そういう考えはないのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 一応面談とか、確認というふうなことをした上での支給の制度になってございます。養育者等、あるいは妊婦さんと直接会って、確認してからというふうな流れになっているものでございますので、町としましてはそういうふうな形で、面談を取ってから確認した上で支給したいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで1目児童福祉総務費を終わります。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木修二農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業概要等説明資料の3ページをお開き願います。配合飼料価格高騰対策支援事業（追加支援）についてご説明いたします。

今回新規事業としてのご提案ではございますけれども、この支援事業は去る11月臨時議会で予算をお認めいただいたものでございます。現在当課で事務を進めているところでございますが、今回事業実施期間を延長し、令和5年3月までを対象としてご提案する内容となっているものでございます。

事業実施主体は、岩泉町となります。

事業の目的は、配合飼料価格の高騰に伴う畜産経営への影響を緩和するため、畜産事業者に対して支援金を交付するものでございます。

事業の内容について、今回追加支援となる部分について、まず搾乳事業者にあつては12か月齢以上の搾乳に供する牛1頭当たり5,000円を交付するもので、頭数の基準日は11月

1日時点といたします。搾乳事業者以外の場合につきましては、配合飼料1トン当たり1,000円の支援について、購入期間を来年の1月から3月までの分を追加、延長するものでございます。上限は1戸当たり100万円とさせていただきます。

事業費ですけれども、支援金の額546万4,000円、事務費9,000円となります。事務費につきましては、家畜改良センターへの搾乳事業者の飼養頭数を確認するためのデータ取得手数料となります。事業費合計547万3,000円は、一般財源となります。

以上、配合飼料価格高騰対策支援事業（追加支援）の事業概要となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

4目畜産業費に入ります。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） これは11月の補正でも計上してもらったのですが、今回この申請というか、搾乳事業者、該当する数は11月の補正のときと変動があるのか、何人なのか。該当する搾乳事業者についてお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 搾乳事業者の想定しております対象者は22戸を想定してございます。頭数については800頭と考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 今回の支援事業を利用する場合に、いわゆる事業者はどのような申請の手続をしなければならないのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

搾乳事業者、搾乳事業者以外の者についてでございますが、申請をしていただきたいと思えます。搾乳事業者におかれましては、11月1日を基準日といたしますので、頭数については家畜改良センターのほうに当方で確認いたしますので、申請者からは申請書の提出のみで対応していきたいというふうに考えてございます。

搾乳事業者以外、肉用牛農家、養豚農家等につきましては、現在も申請手続をしてございますので、1月から3月分、今回追加した分については3月下旬を基準日としてま

とめて出していただきたいという形で今考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 説明の内容の確認ですが、11月の補正予算では1トン当たり3,000円と、今回は1頭当たりで5,000円と、この文言の差といいたいまいしょうか、どういうわけでの差になったのかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

11月の臨時議会におきましては、搾乳事業者におきましては1トン当たり3,000円、それ以外の事業者にあつては1トン当たり1,000円と、配合飼料の重さ、重量に対するの交付とされているところでもございました。搾乳事業者以外につきましては期間を延長することになります、搾乳事業者におきましては前回の制度が令和4年の10月31日までの分を対象として積算してございました。これにつきましては、搾乳事業者の経営状況をちょっと客観的なデータを用いまして、経営分析をいたしました。それによりますと、令和3年度の牛1頭当たりの利益率と今年度の利益率の差が生じてございましたので、令和3年度並みの利益率になるようにということで、今回は1頭当たり5,000円の交付ということで事業制度の設計をしたところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ちょっと前は飼料の重さでだと、今回は頭数だということなので、同じ比較であれば、なるほど、高騰の率が3,000円ではなくてもう5,000円ということで、今回配合飼料の値上がりが高かったのだなということで理解ができるのですが、重さと頭数となったために、ちょっと理解が端的にしづらかったもので質問いたしました。今のでも少しぴんとこなかったのですが、もう一回、すみません、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 再度ご説明いたします。

搾乳事業者におかれましては、11月の説明の際は10月末までの配合飼料、これを今度は牛1頭当たりに変更した内容につきましては、配合飼料のトン3,000円という交付では十分な補填に、継続した場合ですけれども、ならないということが1点ございますし、



もう一点は速やかな交付をできるだけ早くしたいというところがございまして、牛1頭当たりには今回は変更させていただいたところがございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 了解しました。

それから、もう一つ、上限が100万円とあります。この100万円を超える農家というか、そういうふうなのは生じてこないのか。というのは、100万円を超えるぐらいだったらば、さらにまた大変なのではないかなと思うところからの質問ですが、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回も上限100万円ということで設定させていただきましたが、現在のところ100万円を超える農家さんに対象者はいないものというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

4目畜産業費を終わります。

次に、5款2項林業費、2目林業振興費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業概要等説明資料の4ページをお開き願います。菌床しいたけ生産事業者経営支援事業についてご説明いたします。

この支援事業の対象者は、株式会社岩泉きこの産業、株式会社ミナカワの2社となります。この2社では、ご承知のとおり販売が市場出荷のため、物価高騰分を販売価格に転嫁できないことから、電気料金的大幅な高騰が経営を圧迫する状況となっております。町では、この2社で174名を数える雇用者数でもあり、経営の支援が必要との判断からご提案するものでございます。

事業実施主体は、岩泉町となります。

事業の目的は、燃料価格高騰に起因する電気料の高騰により、製造原価が急激に上昇しておりますことから、電気料金高騰に対して支援することにより、経営の継続と雇用

の安定化を支援するものでございます。

事業の内容についてですが、町内の菌床シイタケハウスの補助対象期間における電気料金と令和3年度とを比較し、高騰している電気料金に対して補助するもので、補助対象の期間は令和4年4月分から令和5年3月分までの12か月間としております。

補助率は3分の1以内とし、予算の範囲内といたします。ただし、経済観光交流課所管事業の中小事業者エネルギー高騰対策支援事業による支援金の交付を受けた場合は、その額を差し引きます。

事業費は1,697万3,000円となります。全額一般財源となります。

事業内容の4に、参考としてハウス面積、雇用人数、電気料高騰分の見込みを掲載してございます。

以上、菌床しいたけ生産事業者経営支援事業の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

2目林業振興費に入ります。質疑はありませんか。

7番、林崎竟次郎議員。

○7番（林崎竟次郎君） 電気料金の高騰ということなのですが、きのこ産業では新電力を使っていたということなのですが、その新電力の関係で高騰が普通の電力よりも大きかったということはあるのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

岩泉きのこ産業におきましては、新電力の会社と電力供給の契約をしているところでございます。今回電気料金の高騰に伴って、東北電力さんとの電気料金の違いについてちょっと調べたところでございますが、新電力のほうが若干安くはなっておりますが、ほぼほぼ同じぐらいの電気料金になっているというところでございます。

なお、新電力につきましては、これまではかなり低額の恩恵を受けていたところではございますが、石油価格の高騰に伴いまして、大手の電力会社と同じぐらいの電力の料金単価となっているというようなことでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎寛次郎君） そうすると、全国では新電力を使うことによって損失分が大きくなっているのですが、岩泉きのこ産業については、そういうふうな形にはなっていないということですのでよろしいのですよね。そのところをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容につきましては、東北電力、新電力とも上昇分については同じ程度というふうに考えてございますが、契約されている個々により、高騰分の違いがあるようでございます。でも大きな違いはないのかなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典議員。

○3番（畠山昌典君） 非常にこの2事業者に対しての支援は、どちらもすごくありがたい支援だと思っています。さきの定例会でも、きのこ産業のほうへの支援、バイオマスボイラーと、あとおが粉の支援がありました。今回町内の2業者、どちらにも同じような支援をするということで、前回おが粉のほうは1社のみということでした。委員会のほうでもそこら辺の質疑があったと思うのですけれども、おが粉の部分に関してはあと1社にも支援するというような、そういった議論はなされたのか、あるいは検討なされたのか、その辺いかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 先般の12月定例会におきまして、岩泉きのこ産業におがくずの3分の1をかさ上げして、トータルで、国の支援と同時に合わせて3分の2という事業をお認めいただいたところでございます。こちらの事業につきまして、前回もご説明申し上げましたが、株式会社ミナカワさんのほうも対象にという議論は、内部ではさせていただいたところでございますけれども、当該事業が森林環境譲与税を使い、町内の林産物、ナラ材を活用するという趣旨でございますので、町内から供給を受けているということで、岩泉きのこ産業に限定をしたところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 了解しました。いずれにしましても、同じような形態で運営して

いる2社、どちらも大変厳しい状況にあると思います。今回のこの電気料の支援とともに、これからも町内の皆さんの雇用を守るという観点からは考えていかなければならないことだと思っていますので、引き続きそういった支援の方向も検討していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 私も、非常な電気料金の値上げに対する対応で、とても業者とすればありがたいなと思うと思います。そこで、片やきのこ産業3,000万円、ミナカワさんは約2,000万円ということになります、電気料の差が。こういうときに、そのほかの事業所でも1,000万円、2,000万円という単位の電気料になるのか、燃料費が高騰だというふうなことでの基礎データというか、そういうものの調べがあるのか。今回はきのこ産業、キノコ関係の業者ですが、そういった意味では町として、全体としての考え方の検討会はなされたかどうかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員ご案内のとおり、電気料金の高騰は町内の全業者に及ぶものというふうに捉えてございます。当課でございますと、農林水産業の事業者におきましても同様に高騰しているという状況ではございますが、程度については詳細には把握していないということでございます。今回のきのこ産業、ミナカワさんにおきましては、前回の調査におきましても相当高騰しているという状況で、経営を圧迫していると、なおかつ販売価格に転嫁できないという側面がこの2事業者にはあります。その他の事業者におかれましては、販売価格に転嫁できるという構造もございますので、今回はこの2社に限って制度を創設していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） そうすると、物価高騰も一つ、それから販売価格への転嫁というのも一つの判断材料だということになれば、そこはそこでまた一つの材料だと思います。言ったように、私はその説明を聞く前は、3,000万円と2,000万円ですから、もう1,000万円以上の物価高騰、電気料の差があった場合はある程度対象になるのかなというふうにも感じましたが、販売価格に転嫁できるというふうな材料もあるとすると、一概な基準

というのは設けづらいものだなというふうになっています。

ですので、意見とすれば、いろんな事業所もあると思いますが、桁が違うくらいの、このように3,000万円、2,000万円の物価高騰に直面するような事業者があった場合には、ぜひ耳を傾けたり、検討の対象にさせていただきたいというふうな、これは意見として申し上げておきたいですので、よろしくをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで2目林業振興費を終わります。

次に、5款3項水産業費、3目漁港建設事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで3目漁港建設事業費を終わります。

次に、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木剛教育次長、どうぞ。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、補正予算新規事業等概要の5ページを御覧ください。事業名、小中学校スクールバス安全装置等設置事業でございます。事業実施主体は、岩泉町です。

事業の目的ですが、令和5年4月から小学校未満の送迎バスなどへの置き去りを防止するための安全装置の設置が義務づけとなることに併せまして、児童生徒の送迎に使用する町所有車両に安全装置を設置するものでございます。また、委託事業者が所有する常時送迎用車両、9人乗り以上のものに安全装置を設置する経費について支援をするものでございます。

事業の内容ですが、設置する安全装置等は、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の使用に関するガイドラインの適応品といたします。

次に、置き去り防止の確認方法ですが、現在想定しておりますのが、エンジンが切れると車両後部のブザーが鳴り始め、停止ボタン押さないとブザーが止まらない仕組みの

安全装置を想定し、ボタン停止と併せて安全確認を行う装置の設置を考えてございます。

次に、事業費でございますが、400万円を予定しております。(1)として、町所有車両7台、20万円で140万円、次に委託事業者送迎等車両13台に20万円で260万円の予定でございます。

特記事項といたしまして、こどもの安心・安全対策事業、町所有車両への補助率2分の1の補助を導入する予定でございます。

財源内訳は、県補助金70万円、一般財源330万円、合わせて400万円の事業費を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菊地弘巳君) 説明が終わりました。

2目教育振興費に入ります。質疑はありますか。

13番、八重樫龍介議員。

○13番(八重樫龍介君) まず、このブザーを停止するボタンを押される方はどなたがされるのかお伺いします。

○議長(菊地弘巳君) 佐々木教育次長。

○教育次長(佐々木 剛君) お答えいたします。

今回のこの安全装置につきましては、国土交通省で12月20日にガイドラインを決定したところでございます。その中で、求められる装置といたしまして2種類ありますけれども、降車時の確認装置、いわゆるブザーを押すタイプ、それから自動検知式といたしまして、センサーによる検知する方法と2種類ございますけれども、現在町のほうで設置を想定しているものが降車時の確認装置でございます。この装置の内容でございますけれども、エンジンを停止した後に、運転者向けに車内確認を促す車内向けの警報が鳴ります。そこで運転手が子供たちが降りたことを確認するために、車内を確認して後部のほうまで移動いたします。そして、車両後部の装置のボタンを押して警報を止めるということになりますので、これは運転手が確認するというところでございます。

○議長(菊地弘巳君) 13番、八重樫議員。

○13番(八重樫龍介君) 操作方法は分かりました。それで、この事業ですが、安全装置の設置を委託する業者は町内を予定しているのか、そこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 設置でございますけれども、エンジンのスタート、停止への配線等でございますけれども、詳しい仕様が、まだその商品の仕様が詳しく出ていないといえますか、ガイドラインに適合した機器がまだ示されておられません。ですが、こちらで考えているものは、エンジンの停止のイグニッションと後部までの配線をするということですので、恐らく町内の修理工場等でも可能ではないかなと思っております。まだ示されていない状況もございますが、いずれ今の時点では可能ではないかなというふうに見込んでおります。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

2目教育振興費を終わります。

次に、9款3項中学校費、2目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

2目教育振興費を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

これから歳入に入ります。7ページをお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税に入ります。歳入は項ごとの質疑になります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

1項地方交付税を終わります。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで2項国庫補助金を終わります。

次に、15款県支出金、2項県補助金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

2 項県補助金を終わります。

次に、21款町債、1 項町債に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

1 項町債を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。4 ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時32分）





この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

---

署名議員

坂 本 昇

---

署名議員

早 川 ケン子

---

署名議員

三 田 地 和 彦

---